静岡市城北公園管理運営連絡会　公募委員募集要項

1　静岡市城北公園管理運営連絡会について

静岡市城北公園管理運営連絡会（以下「連絡会」といいます。）は、（新）城北公園再整備計画に基づき、市民、民間事業者及び静岡市がそれぞれの役割を担いながら城北公園の魅力を高めていく管理及び運営を推進するに当たり、城北公園に関わる市民、関係団体等から広く意見を聴くために設置するものです。

２　募集人数

公募委員　３人以内

3　連絡会の構成

連絡会は、城北公園の周辺地域の自治会又は町内会を代表する者、城北公園を利用して活動を行う団体又は事業者を代表する者、公園の管理、緑化、地域づくり又は市民活動に関し知見を有する者、公募により選任された市民等の委員 15 人以内で構成します。

４　公募委員の役割

公募委員には、自らの経験や立場を踏まえ、城北公園の管理及び運営に関する事項について、個人の立場から意見を述べ、他の委員と意見交換を行っていただきます。

なお、委員の意見は、委員個人の意見として取り扱い、連絡会として意見の集約又は調整は行いません。

（１）城北公園の安全で快適な利用環境の確保に関すること。

（２）城北公園の樹木の管理に関すること。

（３）城北公園の既存施設の活用及び更新に関すること。

（４）城北公園の利用の促進及び魅力の向上に関すること。

（５）城北公園の管理及び運営への市民参画並びに市民、民間事業者及び市の連携に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、城北公園の管理及び運営に関し市長が必要があると認める事項。

5　任期

委嘱の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

6　開催予定

連絡会は、2 か月から 3 か月に 1 回程度、水曜日の午後 7 時からの開催を基本とします。ただし、都合により開催日時を変更する場合があります。

開催場所は、静岡市役所又は城北公園周辺の施設を予定しています。

第１回連絡会は、**令和８年 12 月 23 日（水）午後７時**から、静岡市役所で開催する予定です。

開催日時及び会場は、その都度、委員にお知らせします

7　応募資格

次の要件をすべて満たす方とします。

（１）城北公園の管理及び運営に関心があり、連絡会の趣旨に賛同していただけること。

（２）静岡市内に居住、通勤又は通学していること。

（３）２か月から３か月に１回程度、水曜日の午後７時からの開催を基本とする連絡会に、継続して出席できること。

（４）静岡市職員及び静岡市議会議員でないこと。

（５）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（６）城北公園再整備計画に基づき今後実施する、カフェ、コミュニティスペースその他の施設の整備又は運営に係る民間事業者の公募に応募する予定又は意向がないこと。

8　委員の主な活動

（1）連絡会への出席

（2）城北公園の管理及び運営に関する情報共有及び意見交換

（3）城北公園における活動、取組等に関する意見交換

（4）必要に応じた現地確認、ワークショップ等への参加

9　謝金等

委員には、謝礼、旅費その他一切の金銭を支給しません。

10　応募方法

次の書類に必要事項を記入し、郵送又は電子メールにより提出してください。

提出先の住所及び電子メールアドレスは、「17　問合せ・提出先」に記載しています。

（1）静岡市城北公園管理運営連絡会公募委員応募申込書

（2）意見記述書

応募書類の様式は、静岡市ホームページからダウンロードできます。

11　応募書類の記載事項

参加申込書及び意見記述書には、次に掲げる事項を記載してください。

（１）城北公園との関わり・関心　200 字以内

（２）応募動機　200 字以内

（３）連絡会で意見交換したいこと　200 字以内

（４）意見記述書　400 字以内

テーマ「これからの城北公園をより良くしていくために、あなたが大切だと思うこと」

応募書類の詳しい記入方法については、別紙「応募書類」を確認してください。

12　応募期間

令和８年 11 月６日（金）から令和８年 12 月４日（金）まで

郵送の場合は、令和８年 12 月４日（金）午後５時必着とします。電子メールの場合は、令和８年 12 月４日（金）午後５時までに受信したものを有効とします。

13　選考方法

提出された応募申込書及び意見記述書により、書類選考を行います。必要に応じて、面談を実施する場合があります。

選考の結果、公募委員として適当と認められた方を、市長が委員として委嘱します。

応募者数が募集人数以下の場合であっても、審査の結果、公募委員として適当と認められる方がいないときは、委員として選任しない場合があります。

14　選考結果

選考結果は、令和８年 12 月 11 日頃、応募者全員に文書で通知します。選考理由、採点内容その他の選考過程に関する個別の問合わせには回答しません。

15　個人情報の取扱い

提出された個人情報は、公募委員の選考、連絡会の運営及びこれらに必要な連絡の目的に限って使用します。提出された応募書類は返却しません。公募委員として選任された方については、氏名その他連絡会の運営上必要な事項を公表する場合があります。

16　その他

（１）委員の意見は、委員個人の意見として取り扱い、連絡会として意見の集約又は調整は行いません。

（２）静岡市は、連絡会において聴いた意見を、城北公園の管理及び運営に関する取組を進める上での参考とするとともに、必要に応じて、都市公園法第５条第１項の許可を受けて城北公園において公園施設を設け、又は管理する者に提供します。

（３）静岡市は、必要に応じて、個人が特定されない形で、連絡会の開催概要及び主な意見を静岡市ホームページ等で公表する場合があります。

（４）委員は、連絡会の委員として知り得た個人情報その他公にすることが適当でない情報を、他に漏らしてはなりません。委員でなくなった後も同様です。

（５）委員は、連絡会の会議において示された自己又は他の委員の意見を、連絡会の意見又は静岡市の方針であるかのように取り扱ってはなりません。

（６）委員は、他の委員に対して自己の意見への賛同を強要する行為その他連絡会の会議における自由かつ率直な意見交換又は円滑な運営を妨げる行為をしてはなりません。

（７）公募委員として選任された方には、委嘱に当たり、（４）から（６）までに掲げる事項を遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

（８）委員が（４）から（６）までに掲げる事項に違反したと認められる場合は、委員を解嘱することがあります。

（９）応募に要する費用は、応募者の負担とします。

17　問合せ・提出先

〒420－8602　静岡市葵区追手町５番１号

静岡市 都市局都市計画部 緑地政策課 公園活用係　担当：山崎、天野

電話：054－221－1107　電子メール：ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp